

**産休・育休明け保育所等入所予約案内**

産休・育休の終了後に保育所等に入所できない場合、仕事を辞めなければならないことが心配のひとつです。摂津市では、安心して子育てできるまちづくりの一環として、産休・育休明け後の保育所等への入所を予約できる「産休・育休明け保育所等入所予約事業」を行っています。

1 入所予約を実施している保育施設について

区分	保育所等名	入所できる月齢	入所人数
公立	子育て総合支援センター	産休明けから	各園3名まで
	とりかいこども園	産休明けから	
私立	摂津ポップせんりおか保育園	産休明けから	
	認定こども園 千里丘愛育園	産休明けから	
	こどもなーと千里丘保育園	6か月から	
	勝久寺保育園	5か月から	
	こどもなーと摂津保育園	6か月から	
	摂津ポップ保育園 香露園校	6か月から	
	ポポラー大阪南千里丘園	6か月から	
	認定こども園 みなみせんりおか遊育園	産休明けから	
	認定こども園 がくえんちょう遊育園（※）	産休明けから	
	わかば保育園	産休明けから	
	認定こども園 せつつあそびまち遊育園	6か月から	
	認定こども園 せつつ遊育園	産休明けから	
	認定こども園 つるのひまわり園	6か月から	
	認定こども園 正雀ひかり園	産休明けから	
	摂津ポップ保育園 正雀校	6か月から	
	こどもなーと正雀保育園	6か月から	
	認定こども園 正雀愛育園	産休明けから	
	認定こども園 一津屋愛育園	産休明けから	
摂津さつき保育園	6か月から		
認定こども園 鳥飼さつき園	6か月から		
認定こども園 とりかい遊育園	産休明けから		
認定こども園 とりかいひがし遊育園	産休明けから		
認定こども園 摂津ひかり保育園	産休明けから	2名まで	

※がくえんちょう遊育園は認定こども園みなみせんりおか遊育園の分園です。

2 入所予約申込の対象となる方

次の(1)から(5)まで全ての項目に該当する方

- (1) 産休または育休を取得する方が申込時に摂津市民で、現に会社等に勤務している方（在宅勤務含む）
- (2) 4月中に保育所等に入所でき、入所時に月齢を満たしている方
- (3) 入所日から1か月以内に必ずお仕事に復帰できる方
- (4) 申込児童が0歳児クラスへの入所となる方（誕生日が令和6年4月2日以降の方）
- (5) 申込時点で18歳以上65歳未満の同居家族全員（育休取得者の配偶者含む）がいる場合は、その方についても保育を必要とする事由に該当すること（就学、就労等）

3 入所予約の受付と結果について

受付期間：令和6年4月1日～令和6年9月10日まで（郵送の場合は必着）

受付場所：保育教育課窓口にて常時受付

選考結果：令和6年9月下旬頃（4月入所一斉受付より前に結果を送付します）

4 入所予約の申込に必要な書類について

次の(1)から(4)の書類を揃えて、保育教育課窓口へご提出ください。

- (1) 産休・育休明け保育所等入所予約申込書
- (2) 育休取得予定者の就労証明書（※出産前等で育児休業の期間が定まっていなくても申込は可能ですが、育児休業期間の確定後に、育児休業証明書の提出が必要になります）
- (3) (2)以外の18歳以上65歳未満の同居家族全員について、保育の必要性を証明する書類（就労証明書・傷病証明書その他。詳しくは令和6年度摂津市保育所等入所案内をご覧ください。）
- (4) 母子手帳の写し（父母の氏名および分娩予定日または出生届出済証明の記載があること）

5 入所予約申込後の流れについて

申込の締め切り後、定員を超える申込があった場合は選考を行い、保育の必要性の高い方から順に入所予約内定者を決定します。

①入所予約に内定した場合

令和7年4月入所を希望する場合は、市が指定する4月保育所等入所一斉受付の期間内（令和6年10月頃）に保育所等の入所申込（本申込）の手続きが必要です。

※入所予約と令和6年度（令和7年3月まで）の入所申込は併用ができませんので、入所予約が内定した時点で令和6年度分の申込みは取り下げとなります。（ただし育児休業の延長をするための申込を除きます。）

②入所予約で内定しなかった場合

令和7年4月入所を希望する場合は、市が指定する4月保育所等入所一斉受付の期間内（令和6年10月頃）に保育所等の入所申込（本申込）の手続きが必要です。

※令和6年度中に保育所等の入所を希望する場で、まだ令和6年度分の申込をしていない方は、入所希望月の前月10日までに必要書類を保育教育課までご提出ください。（詳細は、「令和6年度摂津市保育所等入所案内」をご確認ください。）

- ①②いずれも入所申込（本申込）はお子さまの出生後に手続きが可能となります。お子さまの出生前は申込みができませんので、お生まれになってから速やかにお申込みください。

6 入所予約内定者の繰り上げについて

令和6年11月末までに入所予約内定者から辞退が出た場合は、次点者を繰り上げて内定者を決定します。その場合は、随時対象者の方へご連絡します。

7 注意事項

- ・ 入所予約が内定した場合でも、お子様の健康状態や発達状況によって特に支援が必要と判断される場合などは、入所予約の内定が取り消しになる場合があります。
- ・ 入所できる月齢が足りない時は、内定取消しになる場合があります。
- ・ 入所予約の内定後、退職・転職により入所日から1か月以内に産休・育休を取得する勤務先への復帰ができない場合は、原則内定取消しになります（入所後、復職証明書の提出が必要です）。
- ・ 保育所等の申込状況に関する証明書（例：待機証明書）の発行を希望される場合、入所申込（本申込）が必要です。入所予約の申込だけでは証明書の発行ができませんのでご注意ください。
- ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合、入所予約は無効となる場合があります



（お問合せ先）摂津市教育委員会保育教育課

TEL 06-6383-1184（直通）